

令和8年度「こうふ女性達で創るチャレンジマーケット」実施要領

令和8年4月24日

(目的)

第1 甲府市（以下「市」という。）では、すべての人がともに働き続ける職場づくりや男女がともに支え合う家庭づくりなど多様な価値観を尊重し、「男女共同参画社会」「女性が活躍する社会」の実現に向けて各種事業に取り組んでいる。

その実現には、行政と市民、市民団体等との連携や協力により、官民一体となって市民意識の醸成を図るとともに、女性が活躍できる場の提供や支援に取り組んでいく必要がある。

そこで、起業した女性や、起業等を目指して活動している女性の活躍と交流の場を定期的に創出し、“あなたらしい一歩”を後押しすることを目的に「こうふ女性達で創るチャレンジマーケット（以下「チャレンジマーケット」という。）を実施するとともに、まちなかの新たな魅力や賑わいの創出などを目指すことを目的とする。

(開催日時)

第2 開催日及び開催時間は別途定める。

(出店者)

第3 対象となる出店者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 市在住もしくは市で活動する女性で、グループ（団体等の共同体）での出店も可能とする。
- (2) 商品の販売やサービスの提供にあたり、必要な許認可を受けている者
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に該当しないこと。

(実施場所)

第4 実施場所は、市の指定する場所（甲府市役所本庁舎東側デッキ及びこうふ亀屋座交流広場等）とする。

(出店数)

第5 出店数は実施場所を考慮し、甲府市役所本庁舎東側デッキでは最大10店舗程度とし、こうふ亀屋座交流広場等は別途定める。

(出店手続き)

第6 チャレンジマーケットへの出店を希望する者（以下「出店者」という。）は、出店申請書（第1号様式）及び誓約書（第2号様式）を提出するものとする。

なお、出店に際し、必要な許認可証等の写し及び保健所、消防署等への申請・届出の際に必要な書類もあわせて提出すること。

(出店の決定)

第7 市は、第6の書類の提出を受けたときは、選考基準に基づき選考を行い、その結果を通知する。

(出店内容)

第8 出店者は次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 販売方法は次のとおりとする。

- ア 出店者自ら対面販売を行うこととし、与えられたブースでの出店とすること。
- イ 商品表示は特徴、製造方法など、法令等に基づく各種所定の表示をすること。
- ウ 税込み価格とし、商品価値に応じた適切な価格を出店者自身で設定すること。
- エ 食品販売する出店者は、次の事項を満たさなければならない。

(ア) 食中毒などに対する保険（食品事業者総合保険/食品賠償保険共済）等に加入していること。

(イ) 食品衛生関連法令等により、管轄の保健所の許可を必要とする営業にあつては、当該許可を受けること。

(ウ) 食品衛生関連法令等に違反して過去1年間処分を受けていないこと。

- (2) 出店者が販売した商品等に対する責任は出店者に帰属する。
- (3) 出店に伴い発生したゴミは、出店者の責任において回収し、必ず持ち帰ること。
- (4) 出店に際して生じたトラブル（施設の不具合を除く）等は、出店者の責任において対処すること。

（備品の貸し出し）

第9 希望者にはテント、テーブルの貸し出しを行う。（最大4店舗）市で貸し出す備品、出店に係る物品の管理、準備・後片付けについては出店者の責任で行うこと。

（禁止事項）

第10 出店者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 商品を不当な価格で販売すること。
- (2) アルコール飲料、危険物を販売すること。ただし、市が認めたものはこの限りでない。
- (3) 出店に際し、市が認めた商品の販売やサービスの提供以外を行うこと。
- (4) 隣接ブースに迷惑となる拡声器、音響機器類を使用すること。
- (5) 指定された目的や指定場所以外で火気を使用すること。
- (6) 危険物を持ち込むこと。
- (7) 政治活動、宗教活動、それに類する勧誘活動をすること。
- (8) その他、開催に支障があると認められる行為をすること。

（出店料）

第11 出店料は無料とする。

（周知）

第12 市はチャレンジマーケットの認知・理解を図るため、各種媒体を通じて周知・PRを行うが、出店者自らもPRを行い集客に努めること。

（実績報告）

第13 出店者は出店後に、実績報告書（第3号様式）を提出すること。

（開催中止）

第14 不測の事態（天候や災害等）が生じた場合は、市が開催中止の判断を行うものとする。出店者はこの決定に従うものとし、市はこれによって生じた出店者の損害は補償しない。

（その他）

第 15 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和 8 年 4 月 24 日から施行する。